

## 第5回 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会（議事の記録）

### 1 日時

令和5年12月18日（月）午前10時00分から午前12時10分まで

### 2 場所

警察庁第2会議室

### 3 出席者

（有識者）

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授  
假谷 実 犯罪被害者遺族  
川崎 友巳 同志社大学法学部教授  
島村 暁代 立教大学法学部教授  
滝沢 誠 中央大学大学院法務研究科教授  
正木 靖子 弁護士

（ヒアリング）

山田 俊雄 東京都立大学法科大学院教授

（警察庁）

江口 有隣 長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

藤田 有祐 長官官房犯罪被害者等施策推進課長

（オブザーバー）

法務省  
厚生労働省  
国土交通省

### 4 概要

#### (1) 現行制度の性格を前提とした見直しの方向性

資料1について、前回会議における構成員の意見を踏まえた修正等について、事務局から次のとおり説明があった。

- まず、見出しのつけ方について、現行制度を前提に改善を図るものと、制度の性格から考えるべきものとの2つに分けて議論ができるようにすべく、表現するように語句を修正した。両者の文脈での議論を明確に区分したほうがよいということは、第1回の検討会から御指摘をいただいていたところであり、今回、このように整理した。
- 次に、資料1の一番上、指摘されている課題の2点目について、「精神的ショック等」と「等」を付け加えた。就労不能に陥る原因は精神的ショックに限られない旨の御意見を踏まえたものである。
- 現行制度の性格の項目についても、前回の会議での御意見を踏まえ、「税金（一般財源）」と改め、趣旨を明確にした。
- 見直しの方向性のⅡについては、前回の会議資料では「遺族の収入を考慮」とな

っていた。遺族に対する支援の必要性と加算の仕方をどう考えるか、という御意見をいただいていたことから、遺族には様々な精神的打撃、経済的打撃が生じている中で、そうした打撃の緩和や支援のための加算が考えられないかという趣旨でコンセプトを明確に表現するように、書き振りを改めた。

- また、前回の会議で、生計維持関係遺族がない場合の最低額が引き上げれば、自動的に生計維持関係遺族がある場合の最低額も引き上がることになるのではないかと御質問があった。平成 20 年に生計維持関係遺族がある場合の最低額を引き上げた際に、各年齢層の生計維持関係遺族のない遺族給付金に係る給付基礎額の最高額と最低額の平均額とする形で引き上げたものであり、制度として、常に生計維持関係遺族のある場合の最低額が、生計維持関係遺族のない場合の最高額と最低額の平均とされているわけではない。
- 遡及適用については、犯罪被害給付制度が制定されたときから、遡及適用を求める声があり、非常に苦しい思いをされた犯罪被害者や、その御遺族、御家族の方の支援ということを考えると、何とかできないかという思いがある。一方で、制度制定時、あるいは、累次の改正により給付額が見直されてきたときには、制度改正の施行後に行われた犯罪行為による被害に対して適用するとの考え方をとっている。  
これは、新たな制度が設けられる場合には、その適用は法の施行後というのが法制度の原則であるということ、遡及の対象について合理的な区分を設けることが難しく、公平性の観点からの問題が生じること等に基づくものからである。  
制度論としては難しい部分があるが、今回の議論でどのように考えるかということにつき、御意見をいただきたい。

資料 1 に基づき、構成員間では次のとおりの議論があった。

- 前回の議論では、①と②の区別が分かりにくいとの議論があった。他の公的給付との調和・均衡という点については、全体の給付水準の問題と、個別の算定式の問題という、2つの観点から考える必要があるのでないか。
- 給付制度の均衡については、税金を財源に用いているものであるもので、他の給付制度との均衡を考える必要がある。犯罪被害者の方以外にも様々な背景を持った方々がおられ、御苦勞されている方もいらっしゃることから、その人たちには支給されないけれども犯罪被害者には支給される、ということになるのであれば、その理由は明確に説明できるようにしておく必要があるのではないか。
- 具体的な細部の制度設計は後に詳細に検討される必要があることから、今日の議論で制度設計を決めてしまうのではなく、制度設計に当たっての問題意識や考え方を議論するのが良いのではないか。
- 生計維持関係遺族がある場合の最低額の引上げに関する考え方は理解したが、生計維持関係遺族がない場合よりも、生計維持関係遺族がある場合の給付を充実させるべきことを踏まえて、生計維持関係遺族がある場合とない場合を比べつつ決めて

いくことが適当ではないか。

- 給付と損害賠償との関係については、法律の目的が犯罪被害等の早期軽減と、御遺族が再び平穏な生活を営むことができるようにすることの支援と規定されていることから、その趣旨にかなうのであれば、給付の考え方は民事損害賠償の項目には縛られないのではないか。
- 見直しの方向性のⅡの書き振りについて修正されたが、かえってミスリーディングになり得る部分もあるのではないか。遺族が受ける打撃を他人が評価するような制度設計は適当ではないのではないか。遺族自身が受ける打撃の大きさを勘案して、一定の近親性のある方、近い関係の方に対して一定の加算をするという趣旨であれば、妥当な方向性だと思う。
- 見直しの方向性のⅡの書き振りが修正されたことに異論はない。ただし、犯罪を受ける前の平穏な生活に戻る、という観点からは、生活水準の違いが考慮されるような配慮はあっても良いのではないか。
- 平穏な生活を営んでいく上で、就労という形で社会とつながりを持つというのは大事なことであると思っている。この加算が入ることによって、「だったら働かなくて良い」という間違った意味で取られないようにすることには配慮が必要ではないか。働かなくなってしまうと、かえって社会への復帰を妨げてしまうことにもなりかねないので、加算の幅が大きくなり過ぎるのは良くないのではないか。「たまにお休みしたとしても大丈夫」といったような、働こうと頑張っておられる御遺族の方々をバックアップできるような制度である方が良い。
- 遡及適用について、制度論としての考え方は承知しているが、現在困っている被害者の方がいるということも、考えるべきである。
- 制度としては、どこで線引きするのが難しい問題であり、遡及適用はしないこととせざるを得ないという側面もあるのではないか。
- 線引きという意味では、例えば時効期間を参考にするなど、考える余地はあるのではないか。

資料1について、座長から

- 表現振りとして適切かは検討の必要があるが、資料1の1枚目にある見直しの方向性については、あるべき方向性だと考えて良いか。  
との発言があり、構成員からは異議なく、今後、事務局において更なる検討がなされることとなった。

## (2) 専門家からのヒアリングについて

### ア 山田教授からの説明

#### [損害賠償に関する基本的な事項]

##### ① 損害賠償を確定するための手続と法的効果

###### ・裁判、調停

損害賠償額を確定させる手続としては、裁判所に用意されている制度として、大きく分けて裁判と調停というものがある。

民事訴訟を提起し、最終的に判決が確定すれば、その確定判決に基づいて、強制執行が可能となり、強制執行により債務名義に書かれた金額を回収していく。

訴訟を提起すると、最終的には判決という形になるが、民事裁判には和解という制度もあり、訴訟の途中で当事者間の協議が調べば和解が成立し、裁判所で和解調書が作られる。この和解調書は確定判決と同じ効力を有することになっているので、和解調書に基づく強制執行が可能となり、和解調書に書かれた金額を回収していくこととなる。

これが裁判の話であるが、もう一つ、調停という制度が用意されている。調停が成立すると、調停調書が作成される。この調停調書は確定判決と同一の効力を有することから、これに基づく強制執行が可能となる。

###### ・債務名義とは

裁判であれ、調停であれ、話がまとまる、あるいは判決が出るということになれば、判決書、和解調書、調停調書といった書面が作られるが、これらが債務名義と呼ばれるものである。民事執行法上は、強制執行は債務名義に基づいて開始されることから、確定判決や調停調書、和解調書が作成されれば、これらの債務名義に基づいて、強制執行が始まる。

これは家事手続も含めた民事手続の概略であるが、犯罪被害者に限定すると、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に基づき、犯罪被害者のための簡易な債務名義取得手続が設けられている。この手続を利用して、損害賠償命令が裁判所から発せられると、加害者に異議がなければ、損害賠償命令が確定判決と同一の効力を有する債務名義となり、この債務名義に基づいて強制執行が可能となる。

具体的な活用状況については承知していないが、加害者からの異議が出ることなく手続が進めば、約4回の期日で終結するので、比較的簡易かつ迅速な手続により債務名義が取得できる。

###### ・示談

裁判や調停を経た手続以外に、いわゆる示談がある。これは裁判所を経ることなく、当事者間の話し合いにより示談書を交わすものである。任意に債務が履行されれば問題はないが、履行されなければ、訴訟を提起せざるを得ない。

すなわち、和解書や示談書といった任意に交わした書面には債務名義としての効力がないことから、任意に履行が得られなければ、訴訟を提起し債務名義を取得せざるを得ない。これが任意の示談書と、裁判手続を経た調書・判決との違いとなる。

## ② 損害賠償債権の時効

不法行為による損害賠償の請求権の時効については民法に規定があり、基本的には、被害者が損害及び加害者を知った時から3年、不法行為の時から20年間、行使しないと時効により消滅する。これが原則であるが、人の生命又は身体を害する不法行為については、3年ではなく5年となっている。ここで問題になるのは殺人や傷害といった犯罪であるので、人の生命又は身体を害する不法行為に該当し、損害及び加害者を知った時から5年、あるいは犯罪行為があつてから20年経過したときに、時効によって消滅することになる。

ただ、その間に、裁判上の請求、すなわち裁判所に訴えを提起すれば、時効の完成が猶予される。裁判を起こして確定判決を得ると、その確定時から、改めて時効の進行が開始される。

新たな時効の進行は、時効の更新と呼ばれるものであるが、確定判決が出れば、そこから10年となる。確定判決が出た後、10年間何もしなければ、その権利も消滅してしまう。

## ③ 損害賠償の実現に向けての手續

被害者の方が債務名義を取得すれば、強制執行手續を裁判所に申し立てて、債権の回収を図ることができる。ただし、現実問題として、その回収を図ることができるのは、債務者に財産、例えば不動産や給与債権、預貯金債権等がある場合に限られる。これらがなければいくら強制執行を行っても空振りになってしまうので、損害の回収は不可能になってしまう。

そうすると、加害者の財産があるかどうか、被害者の方にとって大きな関心事になる。そのため、民事執行法が財産開示手續と第三者からの情報取得手續、この二つを用意している。

まず、財産開示手續は、債務者を裁判所に出頭させて、財産について陳述させる制度である。正当な理由がなく出頭しなかったり、嘘を言ったりすることについては罰則が設けられており、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるという形になっている。

もう一つの情報取得手續は、令和元年の民事執行法改正によって、新たに設けられた手續であり、令和2年4月1日から施行されている。財産開示手續に罰則はあるものの、財産の把握という面では先に進みにくいということで、より実効性のある制度を設けるべきではないかという議論があり、情報取得手續が設けられた。

この手續においては、債務名義を持っている債権者が裁判所に申し立てると、裁判所が命令を発するという手續になるが、具体的には、登記所、市町村、金融機関を相手方として情報の提供を求めるものである。不動産情報であれば登記所、勤務先情報であれば市町村、預貯金情報であれば金融機関から、それぞれ情報を裁判所に提供してもらう。その情報に基づき、不動産や給与債権、預貯金債権があるということが分かれば、強制執行手續を裁判所に申し立てて不動産を押さえたり、給与債権を押さえたり、あるいは預貯金債権を押さえたりする手續を進めていく。

## [具体的な損害賠償の内容]

### ①損害賠償の内容

#### ・損害とは

そもそも「損害」とは何かについては、差額説と言われている考え方で説明されるのが一般的である。差額説によれば、損害とは、不法行為があった場合となかった場合との財産状態の差を金銭で表示したものであると定義されている。

具体的にどのようなものが損害になるのかについては、被害者から加害者を相手に損害賠償請求を提起し、損害の主張をし、証拠も出してもらい、その主張と証拠に基づいて損害があるかどうかということを裁判所では判断する。逆に言えば、被害者から主張がない、あるいは証拠が不十分ということになると、損害の認定は裁判所ではできない。

#### ・損害の種類と算定

具体的な損害の種類としては、大きく分けると3つある。積極損害、消極損害、慰謝料、これが大きな3本の柱になってくる。

積極損害とは、加害者の行為によって、被害者が支出せざるを得なくなった費用のことである。治療費、入院雑費、付添費、通院交通費、介護費、葬儀費用等がこれに該当する。これらは、原則としては、実費分が損害になる。しかし、葬儀費用等、ある程度定額化されているものもある。葬儀費用については、盛大な葬式を行っても、質素な葬式を行っても、定額を認めるのが実務の運用である。

次に、消極損害とは、加害行為がなければ、被害者が得たであろう損害をいう。典型的なものが、休業損害と逸失利益である。休業損害は、現実の収入減が損害となる。死亡した場合の逸失利益については、毎年得られたはずの給与に働くことができる期間を乗じて総額を出す。その上で、それを一度に受け取ることになるので、中間利息を控除した金額が逸失利益になる。さらに、死亡してしまえば以後の生活費は支出しないで済むので、それは控除することとなっている。中間利息の計算は、実務では、通常ライブニッツ係数を用いている。

最後の類型は、慰謝料である。これは精神的苦痛を慰謝するものであり、入院・通院することによって発生する慰謝料、後遺障害が残ったことによって発生する慰謝料、死亡したことによって発生する慰謝料の3つに分類されている。

この慰謝料は、裁判所の裁量によって決まる。どのような事情をしんしゃくするかには制限はなく、裁判所は、被害者の地位や職業、加害者の社会的地位や財産状態、被害者の事情や加害者側の事情等、あらゆる事情をしんしゃくして決める。

その中で、一つの基準になっているのが、いわゆる「赤い本」と呼ばれている、日弁連の交通事故相談センターが毎年刊行している「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」である。これを参考にしながら裁判で現れた諸事情をしんしゃくして最終的な慰謝料額を決める、というのが裁判手続における慰謝料の決め方である。慰謝料の額の決定に当たっては、不公平にならないよう、「赤

い本」で出ている額と大きな差が出ないようにしている。ただし、個別具体的な事情は違ってくるので、それをしんしゃくしながら最終的な慰謝料の額を決める。

犯罪被害者の損害賠償を決めるときに、その他の損害賠償と差があるのかどうかについては、損害の大きな柱の2つ、積極損害と消極損害については基本的には差はないという理解で良いと思う。例えば、積極損害だと、具体的な実損なので、これは犯罪行為であろうと、交通事故の損害賠償であろうとは変わらない。逸失利益についても、犯罪行為で損害を被っても、交通事故で損害を被っても、死亡等によって本来得られるべき収入がなくなってしまうという点は同じであり、差は生じない。

問題は慰謝料である。慰謝料は、被害者が被った精神的苦痛であり、死亡を例に取れば、加害行為が交通事故であっても、犯罪行為であっても、被害者にとっての死亡による精神的苦痛は基本的には変わらないのではないかという発想が基本にある。ただ、殺人等故意による犯罪行為や、過失犯でも酒気帯び運転や無免許運転による死傷事故等、加害行為の悪質性が認められる事案では、前方不注視によって死亡事故を起こした場合などといった通常の過失犯と比べて、感覚として、慰謝料を加算しても良いのではないかといえる。裁判所はそのようなことも考慮し、慰謝料額に差異を設けることがあり得る。

#### ・間接損害とは

直接の被害者以外の第三者に損害が波及して生じる場合がある。その場合の第三者を、間接被害者と呼び、間接被害者に生じた財産的損害、あるいは、精神的損害、これらを間接損害と定義している。

間接損害には色々な問題があるが、今日は、被害者の近親者に生じた慰謝料の問題と、被害者の近親者に生じた財産的損害、ここに絞って簡単にお話したい。

まず、近親者の固有慰謝料については、民法に規定がある。民法第711条により、死亡した被害者の父母、配偶者及び子供に生じた精神的損害については、慰謝料請求権が認められている。間接損害の一種だが、損害を請求できることが条文上明記されている。

慰謝料額は「赤い本」を見るとかなりばらつきがあるが、ざっと見る限り、例えば御両親だと大体100万円前後が多いという印象であり、配偶者だと少し増えて、200万円前後が多いという印象である。子供には色々な事情があるようで、100万円から200万円程度が目につく。これは、具体的な裁判例から拾い上げて、このぐらいが多いという印象としての数字なので、飽くまでも、この範囲でやっている例が多いのではないか、という程度の御理解をいただければと思う。

民法第711条は、死亡した被害者の父母、配偶者及び子供について固有の慰謝料請求権を認めているが、判例は、二つの方向性で適用範囲を広げている。一つが、民法が認めている主体を少し広げて、同条に規定された主体と実質的に同視できる身分関係があつて、被害者の死亡によって甚大な精神的苦痛を受けた者、こうした者については、同条の類推適用により、加害者に対して直接、

固有の慰謝料を請求できるとしている。例えば、典型的には内縁配偶者である。あるいは、親代わりで面倒を見てきた兄弟姉妹には、類推適用していいだろうという解釈である。もう一つが、死亡に匹敵するような精神上的苦痛、例えば、死に近いような非常に重い障害を負ってしまったというような場合に、近親者の固有の慰謝料請求権を認めている。つまり、条文上は死亡に限定されているが、それに匹敵する場合にまで拡張解釈されている。

次に、間接損害のうち、被害者の近親者に生じた財産的損害についてである。被害者自身に生じた治療費を近親者が支出するということがあるが、これは近親者に生じた損害ということになり、間接損害の一種となる。「肩代わり損害」と言われているもので、理論構成は様々だが、結論としては損害として認められているのが実務上の取扱いである。

問題となるのは、判例でも分かれるところだが、近親者が、被害者の看護のために仕事を休み、そのために休業損害が生じてしまったという場合、これに対して損害賠償を請求できるのかである。これについて、最高裁判例は今のところなく、下級審判例で認めたものと認めていないものがある。

これをどう考えるかは難しいが、相当因果関係にある損害であれば、誰に生じた損害であっても、損害として評価すべきであるとして、損害を認めるか、認めないかを決めていくという考え方があり得る。このような考え方で、認めた判例と認めない判例を見ていくと一応の線引きができるのではないかと思われる。

例えば子供が入院して両親が付添いせざるを得なくなったというときに、付添い看護費が被害者に生じた損害として認められている。現実の出費がなくとも定額で認められているものであるので、親が仕事を休んだとしても、付添い看護費として一応の補填がある。だとすると、親の休業損害まで認める必要はない、という議論が出てくる。一方で、付添い看護費では賄えないぐらいの費用が、休業損害として生じることもある。その差額を認めるかどうか、これはまさしく間接損害の問題であり、相当因果関係にあるのかどうかというところで判断せざるを得ず、例えば子供の被害が重症でかなり頻繁に親が看護に行かざるを得ないといった、そういう個別事情の下で、通常の付添い看護費では賄えない損害という形で休業損害を認めていくことは損害の認定としてあり得ると感じる。

#### ・過失相殺と損益相殺

過失相殺は民法の条文があり、比較的分かりやすい。けんかのように、被害者にも落ち度がある犯罪行為の場合にも過失相殺が考えられる。交通事故でも、例えば被害者が交通量の激しい道路で、あまり左右を見ないまま道路に飛び出してしまったなど、様々な場合がある。このような過失を考慮して、損害額を減じるというのが過失相殺の考え方である。

他方で、損益相殺という考え方があり、不法行為の被害者が損害を被ったのと同じ原因で利益を得た場合その利益の額を賠償額から控除するものである。

先ほど申し上げた、死亡による逸失利益の場合に生活費を控除するという一例は、死亡という結果によって、将来的な生活費の出費をしなくて済むという



利益を控除する一種の損益相殺の例である。

損益相殺では、保険金はその対象となるかが議論されているが、生命保険金については、その対象とならないと解されている。生命保険金は、不法行為の原因とは関係なく、死亡したら常に受給されるものであり、たまたま死亡の原因が、交通事故であり、あるいは犯罪行為であった場合に、そうであるがゆえにそれを控除するという事にはならないからである。

他方、損害保険金については、代位という制度があるため、損害から控除される。すなわち、損害保険の場合は、被害者に損害保険会社が損害金を払うと、被害者が加害者に対して持っている損害賠償請求権が損害保険会社に移るため、被害者が持っている損害賠償請求権が減る。この代位の仕組みによって、結果的には損害額から減ることになる。

他に、損益相殺でよく問題になるのが、労災給付金や、国民年金法に基づく遺族基礎年金・障害基礎年金、厚生年金法に基づく遺族厚生年金・障害厚生年金であるが、これらには全て代位制度があるため、損害賠償請求権がその限度で移る。トータルの金額では、被害者には損失が生じない形になってはいるが、これも一種の損益相殺である。

## ② 民事裁判における実態

民事裁判における不法行為の損害賠償として取り扱うことが圧倒的に多いのが交通関係の事件である。私もその事件はかなり経験があるが、犯罪行為の被害者が加害者を相手方に起こすというのは、実はあまり経験がない。40年近い裁判官生活の中で、10件も経験していないぐらい、少ないものである。なぜ少ないのかはよく分からないが、判決を得ても加害者に資力がないという理由によるのかもしれない。

また、受刑者を被告とする損害賠償請求訴訟では、受刑者が争わずにいわゆる欠席判決となり、被害者が主張する損害額全部がそのまま認められるという事例がある。このようになると争点が顕在化しない。

こうした事情から、実例としての紹介がしにくいのが、犯罪被害者による損害賠償請求の話である。

また、和解協議の中で、実際の損害額よりかなり少ない金額で和解する例があるのかについては、例えば貸金訴訟において返還義務が認められたとしても、資力がなければ、債務名義を取得しても回収できないので、何とか少ない金額でもかき集めてもらって、それを一時金としてもらうことによって解決してしまうという選択を原告がすることはある。

加害者に対する損害賠償請求においても、刑務所に入っている加害者がいて、一応弁護士をつけて、多少の資力はあるという状態で、お金をかき集めて、これだけで何とか勘弁してほしいということがあったときには、目の前にあるキャッシュで泣く泣く和解する例はあるかもしれない。

## [損害賠償金額を国が支払うこととした場合の論点]

損害賠償金額を国が支払うとした場合の論点について、私なりにお話しさせていただきたい。これまでの様々な議論を見ると、一つは、現在の給付額を見

直す方向での議論というのがあり、もう一つは、実際に民事訴訟で、被害者が民事訴訟を提起した場合に一体どれだけの損害額が認められるのか、それを把握した上で、その金額を基本的に国が交付するというところで考えてはどうかという議論と整理できよう。これから、後者の方、すなわち、もし民事訴訟が提起されたら、被害者が加害者に対してどれだけ請求できるのか、その金額をベースに、国が被害者に支払うべきではないかという方向で考えた場合に、どういふ点が問題になるのかをお話ししたい。

もしそのような制度を考える場合には、そもそもなぜ国が被害者に対して、そのような債務を負うのかというところが基本的な問題になってくる。

もしそれが実体法上の請求権、つまり被害者は国に対して、加害者に対して持っている請求権、これと同額の請求権を国に対しても持つという発想に立つとすれば、これはまさしく実体法上の請求権を国に対して有することになり、仮に国との間で事前の協議が整わなければ、加害者に対して損害賠償請求訴訟を裁判所に提起するのと同様に、国に対して損害賠償請求訴訟を提起することになるのではないかと思う。最終的に裁判所が額を判断する形になる。

そうではなく、飽くまでも、民事訴訟における被害者の加害者に対する損害賠償請求権というのは参考であって、それを参考にしながらどこまで給付額を引き上げていくかという発想で、なるべく民事訴訟における請求額に近づける、という考え方もある。その場合、給付額に争いがあるときは、最終的には国との問題、要するに、給付額をどう決めるかの問題であって、その手続の中で決めていくという形になるはずである。

被害者が加害者に対して民事訴訟で請求できる損害額、これを国に対しても請求できるようにすべきだという考え方というのは、どちらかと言えば前者、すなわち、被害者の国に対する実体法上の請求権を認める、国に義務を負わせるべきだという考え方に近い印象を、今までの議論を見て持っている。最初にも申し上げたように、そのような実体法上の請求権を被害者に与えるとなると、いかなる理由によりそのような制度を創設できるのかという立法趣旨をどのように考えるかが課題となる。現在の法制度で、国が債務を負うのは国家賠償請求、これが典型例であり、国家賠償請求の条文上の要件を満たせば国の責任が認められ、実体法上の請求権が認められることとなっているが、この国家賠償請求以外に新たにそういう制度を設けることになるため、それはどういう制度趣旨なのか、なぜ国が責任を負うのかということの説明しなければならない、という大きな問題が一つある。

また、制度趣旨の説明をクリアしたとしても、その次の段階では、具体的な要件をどのようにするのかという問題がある。要件を考えるに当たっては、国に対する請求権の法的性質を整理する必要があるが、この点については、二通りの考え方があるのではないかと思われる。一つは、文字どおり国が被害者が受けた犯罪行為による被害について不法行為責任を負うという、一種の国家賠償的な発想の考え方がある。それからもう一つは、立替払責任を負うという考え方、つまり、第一次責任は飽くまでも加害者にあるが、加害者が払えなかった場合には国が立替払すべき責務を負うという考え方がある。

前者の考え方は、加害者と国とが並行的な連帯債務を負うような発想になってくるが、後者の考え方は、第一次的責任は加害者が負うという前提に立つので、こちらの方が受け入れやすいのかもしれない。

どちらの立場に立つにしても、仮に国に実体法上の義務があるとなった場合に、どのような要件となるかを考えると、加害者の被害者に対する不法行為の存在、これは絶対的な要件として必要になる。それに加え、国の二次的責任という意味では、加害者に資力がないということもおそらく要件として必要となるものと思われる。

それ以外には、債務名義の取得を要件とするのかも議論する必要がある。債務名義を要件とし、国が債務名義に記載された損害額に拘束されるとなると、国がその損害額の当否を争う機会がなくなるおそれがある。すなわち、被害者が加害者に対して請求した訴訟の中で損害額が確定すると、その訴訟に国が参加する制度を設ければ別だが、そういう制度がなければ、加害者と被害者との間で確定した額をそのまま国が認めざるを得ないという形になる。債務名義の取得を要件にして、しかも、国が債務名義に記載された損害額に拘束されるという制度を考える場合には、損害額の認定について、国はどこで関与するのか、関与する機会がなくなってしまうても良いのか、という議論が出てくるものと思われる。

債務名義は要らない、つまり、被害者が加害者に直接損害賠償請求を起こして債務名義を取得しなくても、国が立替義務又は直接の損害賠償義務を負うのであれば被害者が国に対して請求権を持つこととなるので、国に訴訟を提起し、その中で請求すればよいという考えもあり得る。逆に言えば、国の側としても、損害額についてはその訴訟の中で争えばよいこととなり、裁判の中で争う機会が確保できるという形も考えられ得る。

このように、債務名義を要求するかどうかは、国が損害額を争う機会を設けるのかどうかということにも関わってくるように感じられる。

## イ 質疑応答

○ 慰謝料について、故意や過失に関して刑法ほど明確に問題とせず、被害者側の事情が基本にあるものと思っていたところであり、行為者の悪質性によって慰謝料を変えるようなイメージは持っていなかった。その点について、詳しく御説明いただきたい。また、裁判の中で慰謝料がどのような形で金額という結論になるのか、プロセスについては判例の中で説明されているのか。犯罪被害の場合、その他の場合よりも高くなる、ということが判例の中で説明されているものなのか。

→ まず、1点目、故意か過失かによって慰謝料が違ってくるのかという点であるが、被害者からすれば、故意であろうが、過失であろうが、精神的苦痛は同じじゃないかという考え方が基本にある、これは御質問のとおりだと思う。ただし、慰謝料は、諸般の事情、あらゆる事情を考慮していいという形になっている。そうすると、加害行為の悪質性というのが考慮要素に加わってくる。大まかには、このように考えられる。

また、判決文の中で、根拠となった事情がどの程度表れてくるのかという御質問だが、これはかなり記載されているはずである。各加害行為の状況、今、被害者が置かれている状況等、慰謝料に少しでも反映しそうだと思うことは書き、その中に、先ほど申し上げた加害行為の悪質性も入ってくる。裁判所が慰謝料を判断するに当たって考慮した事情を全てピックアップし、その上で、判決文における最後のまとめ方が、「以上の事情を総合勘案すれば〇〇万円が相当である」というフレーズとなる。

したがって、裁判所がどういうことを慰謝料算定の事情として考慮したかは判決文から見るることができる。加害行為の悪質性については判決に書かざるを得ないので、もしかしたら、一つ一つの判決をひもとけば、悪質性と慰謝料の関係は分かる部分はあるかもしれない。悪質であればあるほど、慰謝料の考慮要素としては大きくなっているのではないかという推測はできると思う。

- 刑事事件の量刑でも、判決では、考慮要素が列举された上での総合判断、という形になっており、外から見ればよく分からない部分がある。刑罰であれば、重過失や故意の場合は非難の度合いが異なるため、量刑も変わるのは当たり前だと思うが、損害賠償についても、日本には懲罰的損害賠償の考え方はないが、行為者側の行為態様を考慮している部分はあるという理解で良いのか。

→ その理解で良いと思う。いろいろな事情を総合考慮してと書いてあり、なぜ最終的な金額になるのか分かりにくい、というのは確かにおっしゃるとおりだが、ただ、基本のベースとなる金額はある。例えば、それが2,000万円だとすると、加害行為が悪質であったとしても、それを極端に上回るということはないと思うが、普通だったら2,000万円であるところ、例えばそれが判決で数百万円程度上乗せされていけば、行為の悪質性を判断したのだと理解されるのではないかと思うし、そのような場合には、考慮要素としての行為の悪質性が適示されているものと思う。

懲罰的慰謝料の話についても、アメリカでは数億ドルの損害賠償などあり得ないような金額を聞くことがある。これがいわゆる懲罰的損害賠償と言われるものであり、被害者のためというよりも、加害者となりうる一般企業向けのメッセージとしての意味が大きいように思う。日本はそのような発想はなく、飽くまでも被害者がどの程度の損害を受けたかということを中心に考えているので、アメリカのような極端な金額が出ることは絶対でない。

「赤い本」の数字をベースとしながら、諸般の事情を考慮して、その基本のベースの枠内で調整を図っていくという発想だと思う。

- 加害者の行為態様の悪質性によって慰謝料が増額されることがあるとのことだが、交通事故の場合は多くが過失であるので、犯罪被害の場合は赤本で示された基準よりも高い慰謝料額となると思われる。その場合、どの程度までの増額が考えられるのか。慰謝料が増額される場合でも、あまり大きな金額ではないという感覚であったので、非常に悪質な場合、どの程度までの増額があり得るのか、お伺いしたい。

→ 一般化してお答えするのは難しい問題である。感覚的なお答えになるが、仮に赤本で 2,000 万円とされている場合、非常に悪質な事例であっても、倍の 4,000 万円にまでなることはあまりないように思う。3,000 万円程度であれば、ありうるかもしれない。結局、事案に応じての判断ということになる。

- 間接損害についてお伺いしたい。例えば、お子さんを犯罪被害で亡くした両親が、精神的ショックから仕事が続けられなくなり、会社を辞めざるを得なくなったという事例について、逸失利益、すなわち財産的損害として、賠償すべき損害と認められることはあるのか。

また、家族で会社を経営していたような場合に、夫を犯罪被害者で亡くして操業が継続できなくなり、倒産してしまったという事例について、役員であった妻の収入も賠償すべき損害として認められるのか等、間接損害の基本的な考え方を教えていただきたい。

→ 1 点目の質問について、民法第 711 条の規定により慰謝料の請求ができる事案にはなるが、財産的損害が認められるかどうかは、相当因果関係にある損害であるかどうかを判断する、ということを経験的な基準として、事案ごとに見ざるを得ない。判例も分かれているところである。最終的には相当因果関係の問題として、つまり、誰が見ても、普通こういうことがあれば損害として生じらるだろうと認められるかどうかを裁判所の裁量で判断することになると思う。

2 点目の会社に与えた損害については判例があり、被害者と会社の関係の個別判断にはなるが、1 人会社のような場合には、会社の損害も認められている。会社自体の損害だけではなく、会社から支払われる給料にまで賠償すべき損害の広がりを持たせて良いかについては、まさに相当因果関係が認められるか事案ごとに見ていくということになるが、感覚としては認めるのは難しいのではないかと思う。

相当因果関係が認められるか、という経験的な考え方しかお示しできなくて申し訳ないが、だからこそ間接損害の議論については多くの文献があり、難しい問題をはらんでいる。

- 過失相殺についてお尋ねしたい。犯罪被害の場合、過失相殺としてどのようなことが考えられるか。被害者自身の落ち度くらいしか考えられないと思うが、他にあるか。犯罪被害給付制度では、加害者と被害者が親族関係にあれば減額されることがあるが、民事訴訟の場合、加害者と被害者が親族関係にあることを理由として過失相殺を認めることがあるか。

→ 犯罪被害における過失相殺については、被害者自信の落ち度以外には考えにくい。民事訴訟の場合、加害者と被害者が親族関係にあることをもって直ちに過失相殺を認定することはないが、例えば親族間のもめ事が原因であったとすれば、その中でどの程度被害者に落ち度があったのかということを考えることになる。

- 肩代わり損害として定額で支払われるものとしてどのようなものがあるのか、

教えていただきたい。

→ 定額になっているものは、入院雑費、介護費用、葬儀費用等であり、それほど多くない。交通費等は、実費である。

- 時効制度について、人の生命又は身体を害する不法行為については特例が設けられてはいるものの、ささやかなものである。犯罪行為をした債務者の保護を図る必要についてどのように考えられているのか。また、判決で確定した権利の消滅時効が 10 年となっているのは、権利の中身の問題ではなく、裁判という作用からくるものと考えて良いのか。

被害者は消滅時効の到来を防ぐために、再提訴しなければならない場合もあるが、債務者の承認による時効の更新もあり得る。「お金がないから払えない」という発言が債務者からあった場合、債務の存在を前提としたものと思われるが、債務の承認に当たると解してもよいのか。

→ 時効制度については、法的安定性、証拠の散逸の防止、権利の上に眠る者は保護するに値しない、この3つが制度趣旨と説明されている。犯罪行為に当たる不法行為の場合、この3つの趣旨が当てはまるのか、という批判的な意見があるのは確かである。しかしながら線引きは難しく、手間暇はかかるとしても、時効が完成しないようにする手立ては準備されているということかと思う。

また、「お金がないから払えない」というのは、債務があることを前提とした発言と思われ、裁判になっても承認と認定される可能性は高いと思う。

- 損害賠償金額を国が支払うこととする場合には、加害者が第一次的責任を負うことから、立替払として構成する方が良いと思っている。その場合、債務名義の取得を必要とするかについて、過失相殺の類型化が難しいことから、債務名義が必要とした方が良いのではないかと考えているが、いかがか。国が関与せずに判決が出てしまうということについては、訴訟告知制度を設ければ解決できるのではないか。

→ 加害者が第一次的責任を負うことを前提とするのであれば、加害者に対する債務名義の取得を要件とすべきであるという考え方は成り立ちうる。その場合、加害者が真面目に争わないということもあり得るため、国が当該訴訟に関与する必要が生じるが、訴訟告知制度により関与の機会を設ければよいというご指摘もそのとおりだと思う。

- 判決で確定された損害額のうち、どの程度を被害者が回収できているか。また、速やかな被害回復という観点からは、まずは国が立替払をした後に、第一次的な責任がある加害者に履行を求めていけばよいと考えているが、先ほどのお話では、立替払をする場合であっても、国の責任をどう考えるかというお話があった。よい考え方があれば、お伺いしたい。

→ 回収率については、裁判所では分からないところである。犯罪行為ではない損害賠償請求について言えば、和解協議の中で資力がないという話になることは数多くある。いずれにしても、資力がないところから回収はできないので、

回収率は加害者にどの程度の資力があるかという個別判断となる。

立替払の考え方については、国の責任を二次的なものと位置付けていることは間違いないと思うが、国が支払義務はないと主張したときに、被害者の側がこれを争い、国に対し訴訟を提起できる制度でなければ意味がないということを見ると、国の実体法上の義務であることに変わりはなく、犯罪被害の場合についてのみそれがなぜ認められるのかという問題をどう説明するかが問題となる、という点は先ほど御説明したとおりである。

仮にこのような制度が認められると、国から加害者に対する求償の問題が生じてくるのは御指摘のとおりである。

○ 立替払というものを考えたときに、債権の一身専属性が問題になることはないか。

→ 慰謝料には一身専属的な意味合いがあるが、相続の対象にもなっており、その意味で一身専属性は後退している。慰謝料請求権が具体化すれば、普通の金銭債権と同じように考えて良いのではないか。

○ 加害者が受刑者であった場合に、時効の到来を防ぐために、再提訴したり、承認を取り付けたりする手間があるとの声がある。難しいとは思いますが、刑事訴訟で犯人が国外にいるときに時効の進行が停止するように、受刑中の時効の進行を停止するようなことは考えられないだろうか。

→ 債務者が受刑者となっている場合、居場所は分かっているので、10年の時効完成前に刑務所に訴状を送り、欠席判決で1回で裁判が終わる、ということになると思うが、印紙代や弁護士費用がかかるのは確かであり、回収見込みも薄いのだろうと思う。

ただ、在監中の時効の進行を停止するという場合、犯罪被害に係る債権債務だけではなく、全ての債権債務についての時効の進行が停止されることになると思われ、制度化のハードルは高いのではないか。

○ 立替払制度を導入するとしたときに、制度趣旨や立法事実について考えられるものはあるか。

→ 難しい問題であるが、説明するとなると、時々重大犯罪が起きて、全く過失のない人たちが大きな被害を受け、残された遺族も苦しみを負う、これは国全体でフォローすべきことだという考え方、まさしく犯罪被害者等基本法でうたわれているようなことを、立法趣旨の議論にまで持ってこれるか、というのが柱になるように思われる。

ただし、制度にするとなると財政の問題が出てくる。国からの支援を必要としている分野が他にもあるかもしれない。その中で、犯罪被害者に対する支援の優先順位が他よりも高いのだという説明ができるのか、というところが課題となってくるようにこれまでの議論を拝見して感じている。

○ 先ほどお子さんを亡くされた両親の間接損害について、相当因果関係があるか

どうかを判断することになるとの説明があったが、経験上、このような事情があれば認められやすい、という指標や感覚があればお聞かせ願いたい。

→ 裁判官の経験としてはあまりなく、お答えがしにくいところである。過去の判例を調べることで、一定の考え方を見出すことはできるかもしれないが、良い判例が見つからなかった。

○ 従来の財産開示手続は、あまりうまく機能していなかった感覚があるが、裁判官としての経験上、どのような感覚をお持ちになっているか。

→ 確かに、罰則も厳しくはなく、本当のことを言わずに隠す場合もあったことから、あまり正確な情報を得られなかった感覚がある。新たに設けられた制度は、とにかく情報を得ようというものであることから、実効性が期待される。かつては金融機関から情報を得ようと思っても、支店ごとに情報が管理されていて調べようがなかったが、IT化によって調べることが可能となった。これがどの程度機能するかは、今後注目していく必要があると思っている。

### (3) 次回の検討会について

今回は、令和6年1月15日（月）午後1時30分から開催する予定となった。